

ため池等におけるコイヘルペスウイルス病発生への対処について

農林水産部水産漁港課

1 県の基本的な考え方

ため池及び水路（以下「ため池等」という。）は農業用水としての利水が主目的であり、また、ため池は水路等を通じて天然河川とつながっているため、これら河川の一部と見なしている。

一方、コイヘルペスウイルス病（KHV）は、コイ特有の病気であり、人にも他の魚にも感染しないことから、感染したコイや池の水に触っても安全であり、仮にKHVの感染が確認されたため池等の水を使用しても農作物への影響はなく、農業用水としての安全性については全く問題ない。

については、KHV発生時の対応として、天然河川と同様の措置を講ずることとし、ため池等の管理者に対して、池（池の水）の消毒は要請せず、過剰に反応しないよう指導する。

2 ため池等管理者に対する県・市町の対処について

県・市町はため池等管理者に対して、次の内容により対処する。

—— 死んだコイに関する通報時 ——

(1) ため池等管理者からの通報への対処について

次の内容の場合は、基本的には継続監視を依頼する。なお、現地確認の実施については通報者の意向を配慮し決定する。

① コイ以外の魚が死んでいる。

⇒ これまでの通報では、フナでもなんでもコイとして通報されており、魚種が特定できない場合が多いが、フナ、金魚、ライギョ等が死んでいる場合はKHVが原因ではない。

② 1～2尾の場合の魚（コイ）が死んでいる。

⇒ KHVに感染すると、連日数尾以上死ぬか、一度に大量に死ぬため1～2尾が死んでいる場合は、その魚が仮にコイであってもKHVの可能性がかなり低い。

③ 死んだ魚（コイ）は白くなって浮いており、死後数日が経過し腐りかけている。

⇒ 死後数日経過している場合は、検査に使用するエラが腐敗している場合が多く、検査には適さない。また、死後数日経過している魚しか確認できない池では、その魚が仮にコイであっても、②に示すとおりKHVの可能性がかなり低い。

(2) KHV検査の実施について

次の通報により、検査が必要と判断される場合は、水産技術センターで検査を実施する。

① 一度に10尾以上（管理尾数が10尾未満の場合は全て）のコイだけが死んでいる場合

② 通常の死亡数と比較して明らかに多数と見られる死亡が数日続く場合

(3) 死んだコイの処理について

基本的には、ため池等管理者で焼却か埋却により処分するよう指導する。

—— KHV発生後 ——

(1) 持ち出し持ち込みの禁止等について

県（水産漁港課）からは、KHVの発生が確認された池では、ため池管理者に対して次のことを要請する。

① 池からコイを持ち出して、ほかの河川等へ放流することの禁止

② 新たなコイを池へ持ち込むことの制限（原則として、新たにコイを持ち込まない）

③ 新たに死んだコイの迅速な処分（焼却 or 埋却による処分）

※ ①の県内の天然河川への放流は、「兵庫^{ないすいめんぎょじょう}県内水面漁場管理委員会指示」（平成 16 年 5 月 26 日に発動以降、期間延長措置により対応）により既に禁止されているが、改めて指導を行う。

(2) 生き残っているコイの処分及び池の水の消毒について

- ① ため池は、水田等のための貯水池であり、農業用水としての利水が主目的であり、また用水・排水が、水路や水田を通じて天然河川とつながっていることから、天然河川と同等の取り扱いを適用し、ため池等管理者に対して、生き残っているコイの処分及び池（池の水）の消毒は、原則として要請しない。
- ② 「生き残っているコイの処分及び池（池の水）の消毒」は、ため池等管理者の判断となるが、①の趣旨を十分配慮し最小限の措置とするよう指導する。
- ③ 必要以上の不安を招くことのないよう、ため池の周りを防護柵やトラロープで立ち入り禁止にするような過剰な措置は行わないよう指導する。

3 その他

(1) 連絡先について

KHV問い合わせ先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・別紙【関係連絡先】

(2) KHV関連サイトについて

一般向けのQ&A等が掲載

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/koi/index.html> (農林水産省 HP)